

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕				
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・飼料用米を除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々の中内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

令和5年度予算概算要求①

水田活用直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 346,000(305,000)百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の導入・定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

5. 畑作物本作化推進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他作物の導入・定着を図る取組等を支援します。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

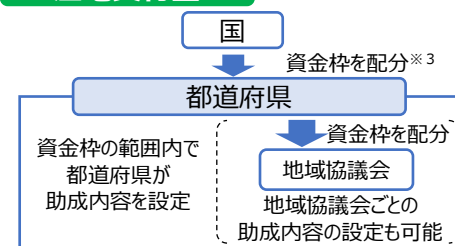
<交付対象水田>

・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：令和4年度予算の執行状況等を踏まえて、予算編成過程で支援内容を検討

産地交付金



- 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑作物本作化推進助成

① **畑地化支援**（高収益作物：17.5万円/10a※4 その他作物：10.5万円/10a）

※4：令和5年度までの時限単価

② **高収益作物等定着促進支援**

ア 高収益作物（2万円（3万円※5）/10a×5年間）（①とセット）

※5：加工・業務用野菜等の場合

イ その他作物【新規】※6（①とセット）

水田を畑地化して、畑作物の導入・定着を図る取組を一定期間、継続的に支援。

※6：支援単価や要件等は予算編成過程で検討

③ **畑作物産地形成促進支援【新規】※6**

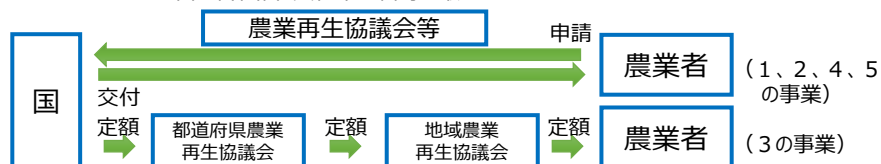
畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間の調整等に要する経費を支援。

④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき

畦畔
(けいはん)



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R4年度に向けた方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針

令和4年産米の需要に応じた生産・販売の推進実績

- 令和3年9月から全国会議をこまめに開催し、直近の需給環境や予算事業等について説明。
- 生産者団体や地方自治体とも連携しながら、県協議会、地域協議会、JA商系集荷事業者、農業法人等に対し、web会議システムも活用しつつ、積極的にキャラバンを実施。（延べ4,000回以上）

全国会議（TV会議）

R3. 9. 17 （参加者約500名）
R3. 10. 18 （約560名）
R3. 11. 22 （約520名）
R3. 12. 2 （約630名）
R4. 1. 6 （約690名）
R4. 3. 8 （約530名）
R4. 6. 3 （約580名）

計7回実施

主産県等との意見交換（キャラバン）

【本省対応】

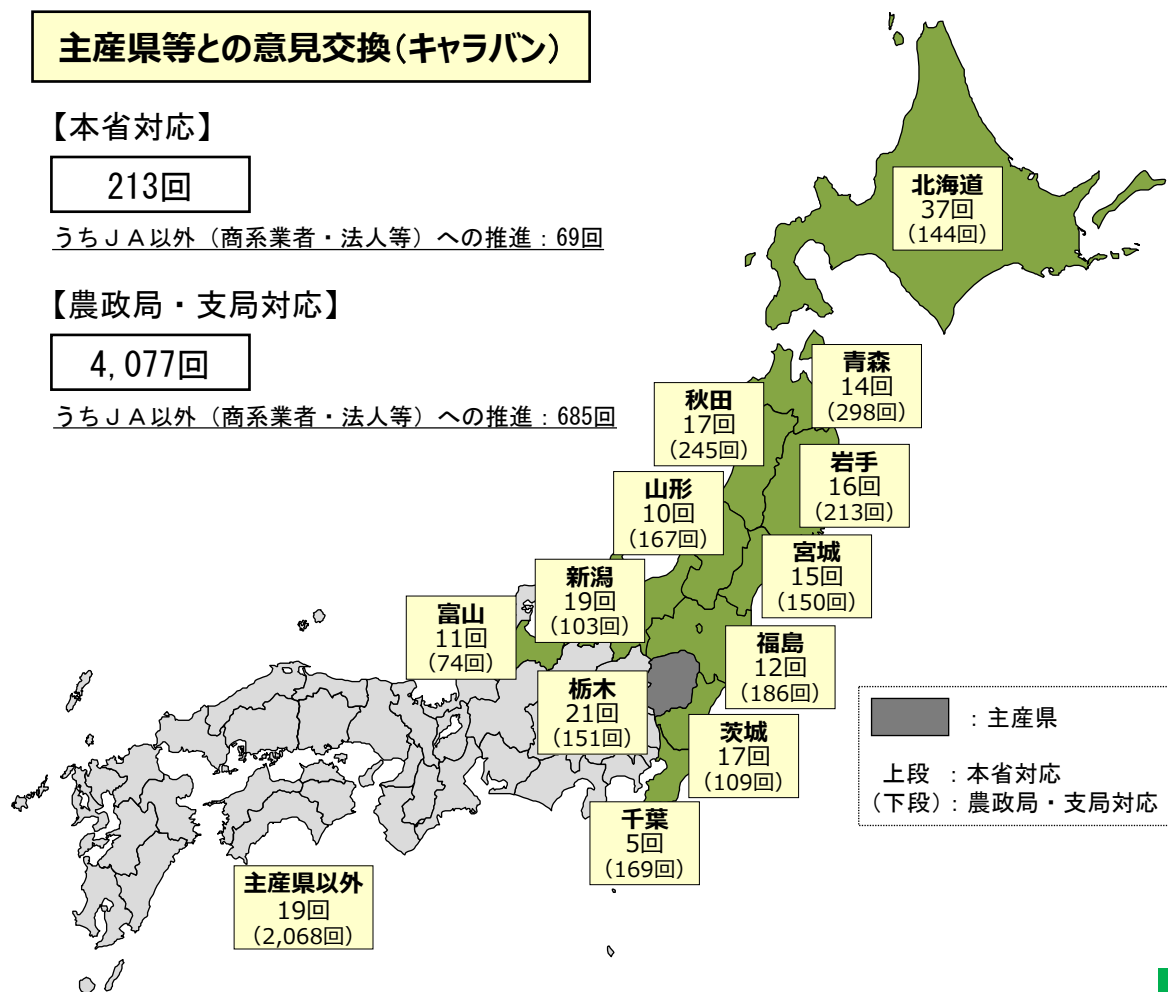
213回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：69回

【農政局・支局対応】

4,077回

うちJA以外（商系業者・法人等）への推進：685回



交付対象水田に係る課題の把握・検証について

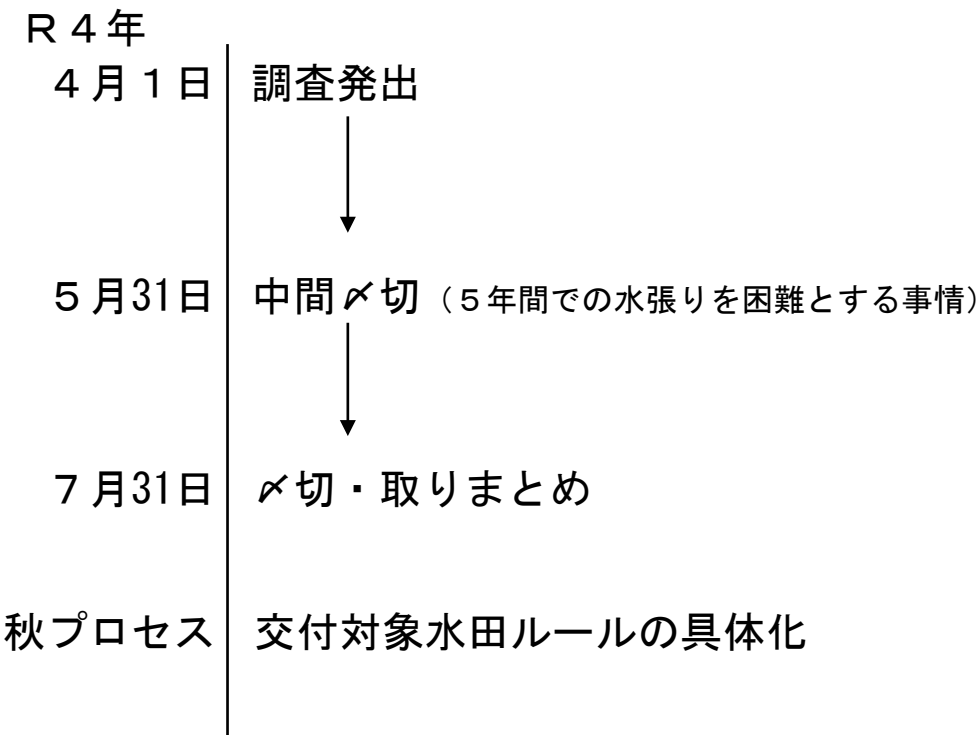
1. 課題の把握手法

- ① 現地との意見交換・調査における事例収集（昨年12月以降実施中）
- ② 4月1日付けで調査を発出し、全国的に課題集約

2. 調査における把握対象の課題

- ① 5年間での水張りを困難とする事情※
 - ② 交付対象水田の整理状況
- ※ 現状において水田機能を有しないことに端を発する事情・課題は把握対象外

3. スケジュール



※ 翌年も同様の調査を繰り返す